

第1号様式（第5条関係）

自主防災組織用器材運用管理に係る確認事項

自主防災組織に対する自主防災組織用器材（以下「防災器材」という。）の配備に伴い、自主防災組織の代表者、消防署長及び防災器材配備場所の管理者は、下記事項について確認します。

記

確認事項

- 1 防災器材の使用者及び運用の基準  
自主防災組織は、次のいずれかに該当するときは、防災器材格納庫を解錠して、防災器材を使用することができる。
  - (1) 地震、風水害、火災その他の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護する必要があるとき。
  - (2) 防災器材を使用して、訓練又は教育を実施するとき。
  - (3) 防災器材の管理のため必要があるとき。
  - (4) その他消防局長、消防署長又は消防分署長が必要と認めるとき。
- 2 防災器材格納庫の鍵の保管  
防災器材格納庫の鍵は、防災器材使用者、消防分団長及び配備場所（学校等教育施設に限る。）の管理者（以下「鍵の保管者」という。）が保管するものとする。
- 3 防災器材格納庫の鍵の引継ぎ  
鍵の保管者が、役員改選や人事異動等により変更になった場合は、防災器材格納庫の鍵を後任者に引き継ぐものとする。
- 4 防災器材の保守  
自主防災組織の役員等は、防災器材の適正な保守に努めるものとする。

○ 自主防災組織（代表者）  
年 月 日 自主防災会名 \_\_\_\_\_ 自主防災会

氏 名 \_\_\_\_\_

○ 防災器材配備場所の管理者  
年 月 日 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_